

平成25年10月分からの年金額の改定について

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661

現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）となっています。

平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。

このため、平成25年10月分以降としてお支払いする年金額は、4月から9月までの額から、マイナス1.0%の改定が行われます。

今後の解消のスケジュールは、平成26年4月マイナス1.0%、平成27年4月マイナス0.5%を予定しています。（物価・賃金が上昇した場合には、引き下げ幅は縮小します）

【平成25年10月分からの年金額改定に関するQ&A】

Q1 なぜ、平成25年10月分からの年金額が下がったのですか？

A1 現在の年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、年金額を据え置いたことで、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも2.5%高い水準（特例水準）となっています。

そのため、平成24年11月に法律改正が行われ、現役世代（将来の年金受給者）の将来の年金額の確保につなげ、世代間の公平を図るために、平成25年10月分以降としてお支払いする年金額は、4月から9月までの額から、マイナス1.0%の改定が行われます。

Q2 いつの年金支払いから適用されますか？

A2 改定後の年金については、平成25年12月（10月分、11月分）からのお支払いとなります。

Q3 新しい年金額のお知らせは、いつ送付されますか？

A3 改定後の年金額は、年金額改定通知書でお知らせします。年金額改定通知書は、12月13日の支払いに向け、原則として年金振込通知書と一体となったお知らせ（ハガキ）で、12月4日以降に日本年金機構から順次、年金受給者に送付されます。

※詳しくは、岡谷年金事務所（お客様相談室）☎23-3661へ直接お問い合わせください。（役場では、年金額改定に関する照会にお答えできないことがあります）



町営住宅入居者募集

問 総務課 管財係 ☎62-9325 Eメール:soumu@town.fujimi.lg.jp

◆住宅の概要(募集戸数:2戸)

住宅名	構造等	規格	家賃(一律)	所在地等
一ツ藪町営住宅 8号	木造平屋建 昭和60年度建築	3DKY	30,000円	富士見町富士見3237-4 富士見保育園より北へ約600m
信濃境町営住宅 9号	木造平屋建 昭和63年度建築	2KY	28,000円	富士見町境7120-2 信濃境駅より南へ約600m

※D…ダイニング K…台所 Y…浴室(浴室給湯・浴槽付)

◆募集期間 12月2日(月)～12月13日(金)

◆申込方法 総務課管財係に備え付けまたは町ホームページ内の申し込み用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。

◆選考方法 公開抽選 ◆抽選日時 12月16日(月) 午前10時～

◆会場 役場302・303会議室 ◆入居日 原則として入居決定後10日以内

◆入居資格 次の①～⑥の資格を全て満たす方

- ①地方税を滞納していない方
- ②現に同居し、または同居しようとする親族があること（町条例第5条第2項に該当する場合は、信濃境町営住宅9号のみ単身入居可能）
- ③公営住宅法による月収が規定の額以下の方
 - 一般世帯 → 158,000円以下
 - 高齢者身体障害者世帯等 → 214,000円以下
- ④現に住宅に困窮していることが明らかな方（自己の持ち家がある方は不可）
- ⑤町内に住所または勤務先を有する方
- ⑥入居者および同居者が暴力団員ではないこと

